

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社ハル・インダストリに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社ハル・インダストリに対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2025年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社ハル・インダストリに対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社ハル・インダストリ（「ハル・インダストリ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、ハル・インダストリの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ハル・インダストリがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

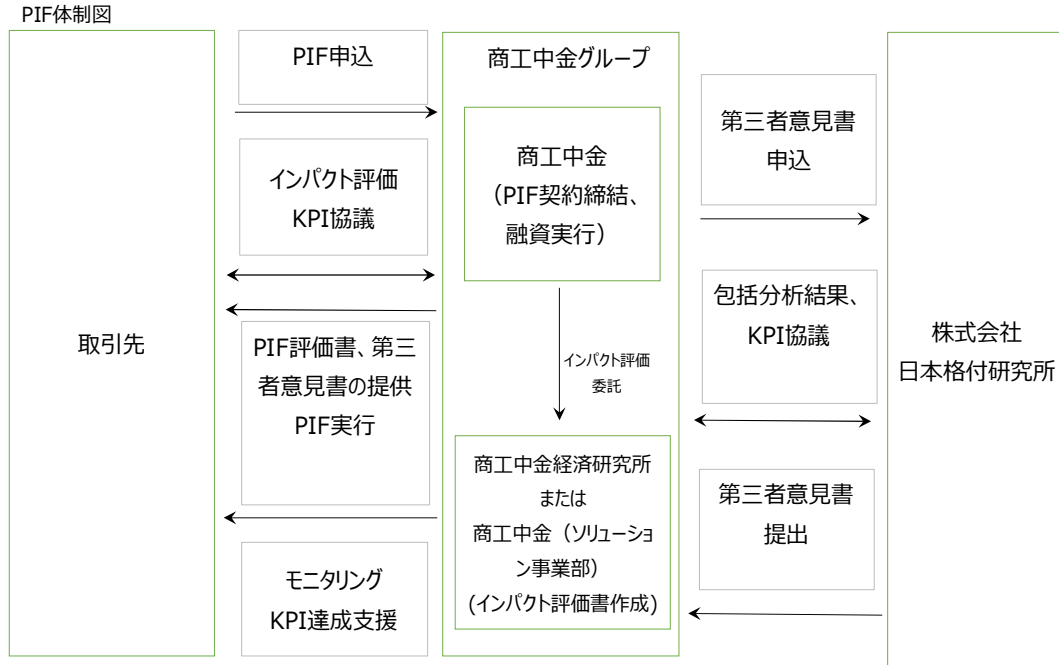
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



JCR Sustainable PIF for SMEs

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるハル・インダストリから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

日野 響

日野 響



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年3月31日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社ハル・インダストリ（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、当社の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。


分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業※1 に対するファイナンスに適用しています。

※1：中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社ハル・インダストリ 
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	7 年
モニタリング実施時期	毎年 1 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	静岡県静岡市駿河区西脇 296-1
創業・設立	1983 年 9 月 1 日
資本金	10,000,000 円
従業員数	53 名 (2024 年 8 月現在)
事業内容	消臭剤の製造・販売 消臭装置の販売
主要取引先	一般顧客 株式会社 JTB 商事、三菱地所プロパティマネジメント株式会社 共同印刷株式会社、スズカファイン株式会社、松林工業薬品株式会社

【2.1.1 業務内容】

当社は創業者である現代表取締役の松浦令一氏が、木材の持つ消臭機能に着目し、独自に開発した自然の植物由来の消臭剤の製造・販売、及びそれを使用した消臭装置類の販売を行う企業である。

当社の消臭剤の原液には、松・杉・檜といった 10 種類以上の樹木から抽出された消臭成分が独自に配合されている。これらの成分が日常生活や事業活動から生じる各種の臭いの成分（アンモニア、メチルメルカプタン、トリメチルアミン等）と化学的に反応する原理を応用して、消臭効果を発揮している。実際の製品は、上記の原液を、液体、吸水ポリマーのビーズ・ゲル、スプレー、ミスト等様々な形態に加工して製品化している。また、消臭に除菌機能を加えた製品もある。また当社では上記の消臭剤とディフューザー（拡散機）等の機器を組み合せ、加熱・噴霧等を行うことで、より広範囲に、より強く消臭剤の効果を発揮する消臭装置類の販売も行っている。この製品は、当初は食品加工場やアミューズメント施設での利用が中心であったが、現在では一流ホテルの他、商業施設、オフィス、事業所での臭気対策機器として幅広く採用されている。（下記左の写真①参照）（なお、機器は外部からの仕入れ、又は外部委託による製造で対応している）

主に家庭で使用される消臭剤（以下、家庭用消臭剤）は、当社の EC サイトの他、Amazon や楽天市場といった大手 EC サイトを通じた個人向けの「B to C」による販売を主体としている。消臭装置（以下、事業用消臭製品）はホテル、工場等の法人を主体とした販売「B to B」を主体としている。（小型の消臭装置は家庭用商品としても商品化されている）

家庭用消臭剤のうち「置き型」の消臭剤は、商品誌「MONOQLO（※2）」において 5 年連続ベストバイを受賞している。（下記右の写真②参照）

※2：株式会社晋遊社が発行する月刊誌で、商品のレビューや比較検証記事を中心に掲載をしている。幅広い分野の商品を徹底的に調査、評価し「買うべき商品」「おすすめしない商品」を明確にする所に特色がある。

（写真①）



ザ・ロイヤルパークホテル 東京羽田の当社商品採用例
（インバウンド需要の増加により発生する「臭い」への課題
に対し、当社の消臭製品を採用）

（写真②）

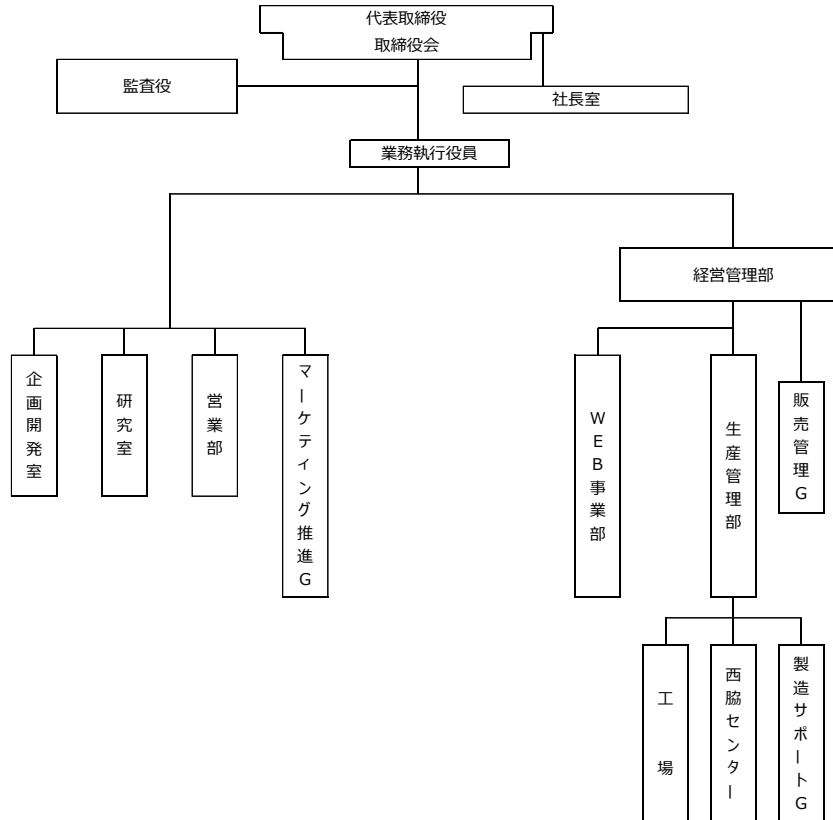


（画像は当社 HP から引用）

【2.1.2 当社の組織】

(1)組織

(図表 1:当社組織図)



(当社からのヒヤリングに基づき商工中金経済研究所にて作成)

(2)事業拠点

拠点名	住所	特徴
本社	静岡県静岡市駿河区西脇 296-1	本社事務所・製造拠点・研究開発拠点。
西脇センター	静岡県静岡市駿河区西脇 762	物流拠点。2016年竣工。

本社 (本社、製造・開発拠点)

西脇センター (物流拠点)



(画像は当社 HP から引用)

【2.1.3 当社の事業内容】

（１）当社の製品

当社の製品は、大別して①主に個人の住宅等で使用する消臭剤（「家庭用消臭剤」）と、②その消臭剤の機能を効果的に発生させる消臭装置と組み合わせた業務用消臭製品（「業務用消臭製品」）の２種類に分けられる。

①は主に家庭（空間、ペット、自動車、布製品、靴、洗濯物等）での臭いへの対策製品としての機能を持つ。形状は、置き型（ビーズ、ゲル等の消臭剤をプラスチック製の容器に詰めたもの）、あるいは噴霧型（ミスト、スプレー等）等多様な製品を取り揃えている（商品名「エアソフィア[®]」）。置き型製品で使用する消臭剤は、当初、原液を加熱することで固形化し、製品として販売していたが、現在は高吸水性高分子の吸水ポリマー等に吸収させることにより固形化しており、製造工程におけるエネルギー源の節約にも取り組んでいる。消臭装置のうち小型機器によるものは「エアソフィアベース」として個人向けにも商品化している。

②の当社の業務用消臭製品は、「製造施設（工場等）で使用する装置（ADS）」「ホテル・オフィス・介護施設等の室内で使用する小型製品（SD-04）」「商業施設用に設置する大型製品（HAL・SHOWER）」等の用途に応じた多様な製品をそろえている。（置き型消臭剤は、タクシー等の車両向けの業務用消臭製品としても販売されている）

①主な家庭用消臭剤（「エアソフィア[®]」シリーズ）



②主な業務用消臭製品

●SD-04



ホテル客室で稼働する当社の業務用消臭製品
SD-04
短時間で客室に残った様々な臭いを消臭することが
でき、多くのホテルで採用されている。

●HAL・SHOWER



健康増進法による受動喫煙対策やたばこの臭いに対するクレーム対策として、商業施設・オフィスビル等で設置されている当社の大型消臭製品 HAL・SHOWER。近時では製造現場での臭い対策としても導入されている。

●ごみ処理施設で稼働する消臭装置



当社の消臭剤、及び消臭装置がごみ処理施設にて採用された事例。
悪臭防止法により、工場などの事業所からの排気や排液による「臭い」について周辺住民への配慮等から規制基準が定められている。当社では事業所の特性にあわせて、最大の効果が得られるよう環境に応じた最適な消臭剤の噴霧システムを提供している。

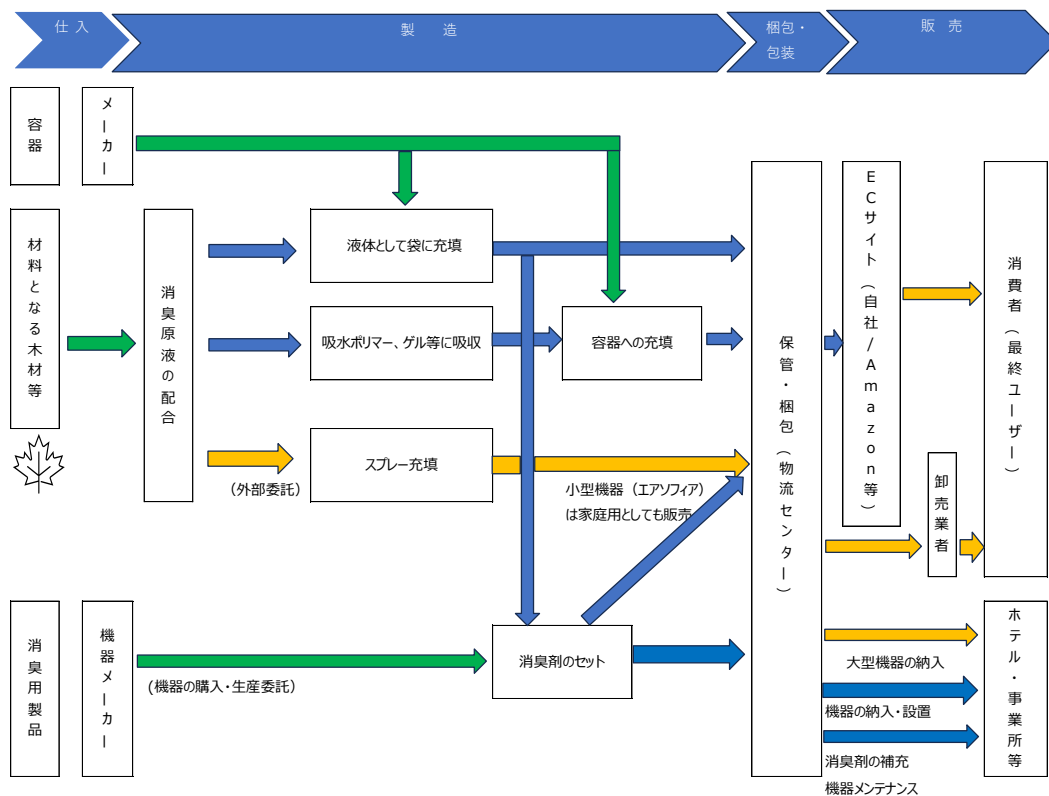
(画像は当社 HP から引用)

(2) 当社の主なサプライチェーン及び製造工程

消臭剤の原液の製造及び、家庭用消臭剤のうち「液体」「ビーズ・ゲル（吸水ポリマーを利用）」形態の消臭剤の製造、容器への充填は、自社の工場内にて行う（下記図表2の青色の線）。容器は購入、又は製造委託により調達する（同 緑色の線）。スプレータイプの製品は外注にて製造を委託する（同 黄色の線）。製造後に製品は西脇物流センターに集約し、同センターにて段ボール等により梱包・保管を行い、発注に応じて出荷している。なお、顧客への物流に関しては宅配便等物流会社への外部委託（同 黄色の線）に行っている。自社所有のトラック（2t車1台）は、本社工場と物流センター間、及び外部に委託した倉庫等との間の社内運送を中心に行っている。

業務用消臭製品の商流については、以下のとおりである。SD-04のような小型製品は、一般のフレグランス用のディフューザー（拡散機）等を当社で仕入れ、当社の消臭剤とセットで梱包し、出荷している。大型の機器（HAL・SHOWER）は、当社の仕様に合わせて、他社に装置の製造を委託している。当社はこれらの装置に消臭剤をセットして販売するが、現地での設置は当社スタッフが訪問して行っている。なお、消臭剤は消耗品であるため、設置した機器の補充用の消臭剤の販売や機器のメンテナンス等を継続的に行っている。

(図表 2: 当社のサプライチェーン及び製造工程)



(当社からのヒヤリングに基づき商工中金経済研究所にて作成)

(3) 当社の主な製造設備

カートリッジ式純水器	貫流式蒸気ボイラ	充填機類
コンプレッサー	ラベラー	自動分水器
フォークリフト		

【2.1.4 沿革】

1983年	現代表取締役が樹木を利用した消臭剤を開発し、株式会社北欧静岡設立
1984年	消臭液剤「クイックカット」が水産工場にて採用される
1985年	強力消臭剤ゲルタイプの販売開始
1989年	小型 ULV フルクリーン（噴霧装置）の開発製造 強力消臭キャンディ MD103-EX、消臭スプレー（森林）の販売開始
1991年	社名を株式会社ハル・インダストリ（現社名）に変更
1995年	ADS（コンピュータ制御タイプ）、「業務用森林スプレー420ml」の販売開始
1996年	多機能消臭スプレー「清潔三冠王」の販売開始 フルクリーン消臭シャワーの開発開始
1997年	パチンコ産業フェアに初出展 パチンコ店舗用消臭システム「P-BRINA-NESS」、強力消臭ビーズ「BRINA150」、吸殻回収ボックス専用消臭液剤の販売開始
1999年	大手食品工場の排気臭対策として ADS（自動消臭システム）が採用される
2004年	新社屋（現本社）落成 エアソフィアサービスの販売開始
2007年	エアソフィア・ハイパーサービスの販売開始
2011年	コールセンターによる営業展開を開始
2012年	ダクト式空調システム用消臭装置 エアソフィア D02 の販売開始
2014年	パチンコ店舗用の島上設置型消臭装置「エアソフィア SD01」の販売開始
2015年	「わんにゃんドーム 2015」にてナゴヤドーム全体のニオイ対策を初施工
2016年	公式オンラインショップオープン 西脇センター（物流拠点）稼働
2022年	静岡市より、当社の生き生きと活躍できる環境づくりへの取り組みに対し「静岡市多様な人材の活躍応援事業所奨励賞」を受賞 当社製品の「HAL・SHOWER」が独創性あふれる優れた技術として「静岡市中小企業技術表彰 2021」で表彰（下記①） ハル・インダストリ 楽天市場店で年商 1 億円を突破（下記②）

① 静岡市中小企業技術表彰

② EC サイト「楽天市場」で当社製品の年商が 1 億円突破



（画像は当社 HP から引用）

2.2 業界動向

2.2.1 消臭剤・芳香剤の業界

(1) 消臭剤・芳香剤の市場規模・動向

日本の消臭剤・芳香剤の市場はおよそ 1,000 億円弱と推計されており、今後も安定した需要が見込まれる。特に 2019 年末からのコロナ禍での在宅時間の増加により、室内空間を快適に過ごしたい、という需要が増加したため、市場は大きく成長した。2021 年以降は、市場規模が減少に転じることもあったが、2023 年以降はメーカー各社から消費者のライフスタイルに応じた多様な製品（*）が展開されたことにより、再び、消臭剤・芳香剤の市場規模は拡大している。

* メーカー各社とも睡眠環境の調整に特化した機能性の消臭芳香剤、ペット関連、植物由来の消臭芳香剤等新たな製品を市場に投入している。

(2) 消臭剤・芳香剤市場の主な供給メーカー

消臭剤・芳香剤市場は、小林製薬（株）（商品名：消臭元 等）、エステー（株）（商品名：消臭力 等）、ジョンソン&ジョンソングループ（英国 商品名：グレード消臭センサー&スプレー 等）、プロクター&ギャンブルグループ（米国 商品名：レノア、ファブリーズ 等）、アース製薬（株）グループ（商品名：スッキーリ、ノンスメル 等） 花王（株）（商品名：リセッシュ 等）と国内外の大手ナショナルブランドの製品シェアが約 7 割以上と大手メーカーが強い分野である。

* なお、当社の製品は、空間に香りを広げて悪臭を軽減する「芳香剤」ではなく、悪臭の原因となる成分に反応して消臭を行う「消臭剤」である。

(3) 消臭剤・芳香剤に関する法規制

消臭剤・芳香剤は「家庭用品品質表示法」や「医薬品医療機器等法」の対象外であるため、製品の成分やその表示に関する法的な規制は無い。よって、各社の消臭剤、芳香剤製品の成分による比較や分類を行うことはできない。製品の安全性に関しては厚生労働省管轄の民間団体である「芳香消臭脱臭剤協議会（当社も会員である）」が自主基準等をさだめ、消臭剤・芳香剤の品質の維持、及び向上を図っている。（当社は、複数の針葉樹等の樹木の葉・枝等から抽出される成分の配合を行うことで原液を製造する自然の植物由来の消臭剤であり、製品の安全性についても（一社）日本食品分析センター等の試験を受け、安全性を確認している。）

2.2.2 消臭に関する技術面の動向

- (1) 臭気対策については、当社製品が採用する「化学的な消臭」の他、光触媒やオゾン、プラズマを使用して臭気を分解する「促進酸化による消臭」、微生物の生態系物質循環作用を利用して脱臭・分解する「生物による消臭法」等様々な方法がある。
- (2) 消臭剤の開発に関して、株式会社 NTT データグループより、2024 年 8 月に、同社と株式会社香味発酵が共同で 250 種類の悪臭データベースと数理最適化技術により、悪臭に対し効果的な消臭成分を調合する手順を開発し、従来の消臭剤の開発期間を従来の 1 年半から、最短 1 か月に短縮することができた旨のリリースがなされている。両社は今後、家庭やオフィスの悪臭対策に加え、工場などで使用される悪臭を放つさまざまな素材の匂いに対する消臭剤開発を効率的に実施し、匂いに課題を持つ環境の改

善に貢献する旨を発表している。

2.2.3 臭いに関する社会的情勢（意識調査等）

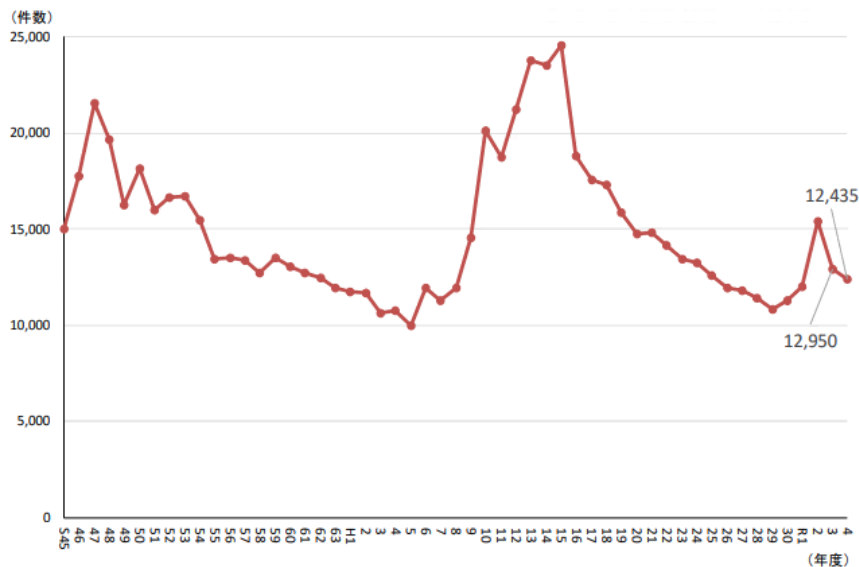
（1）個人の意識に関する調査

民間企業のインターネット調査では、「自宅での消臭・芳香剤の使用率」は49.3%（2022年調査）で女性の方が、男性より少し高くなっている、という結果がでている。また、別の調査では「自宅の臭いが気になる（「やや気になる」を含む）」人の割合は、45.1%（男性 37.9%、女性 52.4%）と約半数が臭いに関して、高い認識を持っていることがうかがえる。

（2）臭いに対する行政への苦情件数

臭いに関しては家庭内、店舗・ホテル等の建物内の臭いの他、工場等の事業所からの臭いも社会的な問題となっている。環境省の「令和4年度悪臭防止法施行状況調査の結果について」によると悪臭に係る年間の苦情の件数は12,435件（令和4年度実績）である。前年度（令和3年度）の実績12,950件より若干減少しているものの、依然、悪臭にかかる苦情は、行政に多く寄せられている。

（図表3：悪臭に係る苦情件数の推移）



（出典：環境省報道資料「令和4年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について」）

2.3 企業理念、経営方針等

【企業理念】

企業理念
ハル・インダストリは「真無臭」の提案を通じて お客様の快適空間づくりに貢献します

当社は『HAL(Human Amenity Life) = 人にとって快適な環境づくり』を企業理念に掲げる消臭剤専門のメーカーである。日本に「消臭」という言葉の誕生のきっかけをつくった消臭剤のパイオニア企業である。1983年の創業時からニオイのない空間を指す「真無臭」を品質方針とし、他の香りで誤魔化すのではなく、ニオイの元に作用して、ニオイを消す無香料の消臭のノウハウを活かし、これまで工場の悪臭から家庭の生活臭まで様々なニオイトラブルを解決してきた実績を持つ。

【経営理念】



(画像は当社より提供)

当社の企業理念は上記のように従業員への行動指針に反映されている。

これらの理念・方針のもとに、実際に以下のような事業が展開されている。(次頁に記載)

【当社の事業展開】

当社は企業理念・経営理念等に基づき、当社独自の消臭剤による顧客への「真無臭」空間の提供、維持に貢献すべく、「企画」「研究開発」「製造」「営業」等の全社機能を連動させて、「臭い」に関する課題の解決に取り組んでいる。また、現在顕在化している課題だけでなく、顧客の抱える臭いに関する潜在的な課題についての提案も行っている。

●事例1：現在のインバウンド需要の増加に伴い、国内の各ホテルでは、様々な国から訪れる観光客（宿泊客）の「臭い」への対策が課題となっている。海外からの渡航者が増加する中、従来の消臭剤・芳香剤では対応しきれない臭い（「日本人には気付にくい臭い」や「香水の匂い」等）への速やかな対処が、国内の各ホテルでの課題となっている。当社では、これらの課題に積極的に取り組み、短期間での消臭効果を実現することにより、現在では、一流ホテルを始め多くのホテルで当社の製品が採用されている。

●事例2：金属加工工場では、金属加工の際に切削油等を利用するため、その臭いに対し、抵抗感を持つ人も少なくない。当社では、製造現場での臭いに関する課題への対策として、製造現場での業務用消臭製品を導入し、従来の「近隣対策」としての「臭い対策」だけでなく、その職場での職場環境の改善、健康衛生への取り組み、女性活躍推進への取り組みにも貢献している。

体系的に様々な課題を抽出し、現在の問題解決のみならず
長期的な「真無臭」空間維持のご提案を行います。



(画像は当社 HP から引用)

2.4 事業活動

当社は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【自然環境面】

1. 自然の植物由来の素材を利用した消臭剤の製造・販売による自然環境への取り組み

当社の製品は現代表取締役が樹木の持つ消臭機能（※3）に着目し、独自に開発した自然の植物に由来する消臭剤（原液）を開発し、商品化したものである。消臭剤の原液の原料となる樹木は、間伐材等も使用することができ、当社の事業の拡大が全国の森林保護にも寄与することとなる。消臭剤に関しては前述のとおり医薬品医療機器等法などによる成分や成分の表示に関する規制は無いが、当社は消臭剤の原材料となる素材については、100%天然素材を使用し、当社独自の方法で抽出・配合して製品化している。

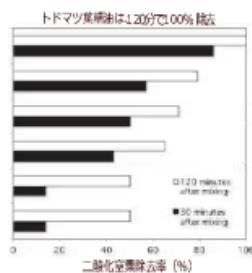
※3 木材の持つ消臭成分については、林野庁公表資料でも以下のとおり説明されている。

精油をとった後の枝葉や木材チップを乾燥させ、悪臭に暴露した試験において、アンモニアを急速に低下させて実験結果が示されている（下記図表 4、5）。またスギの樹皮に多く含まれる縮合型タンニンがアンモニア等を吸着することが明らかになっている。またトドマツの精油に二酸化窒素等の大気汚染物質の除去効果も示されている。（下記図表 6）

（図表 4）

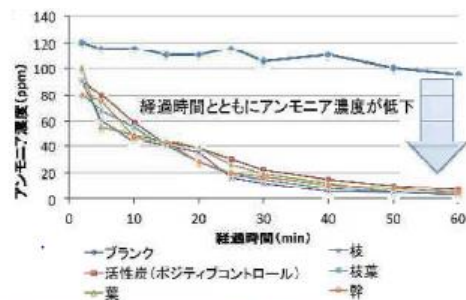


（図表 6）



各種樹木精油の二酸化窒素除去率
出典/大平辰朗ほか：木材学会誌，61，226-231 (2015)

（図表 5）



木材チップ等の曝露に対するアンモニア濃度の変化
出典/ Nakagawa, T., et al.: J. Wood Chem. Technol., 36, 42-55 (2016)

図表 4～6、及び※3 記載は林野庁HPに記載されている「木材・木造建築物の環境への効果」より引用

2. 製造工程における電力・水・廃棄物等の取り組み

2.1 動力（電力等）

製品（消臭剤）の主要な製造工程は充填・包装等であり、製造機械は消臭剤の充填機等が主体で大き

な電力を要する製造設備は使用していない。そのため、現状での年間の消費電力量は 10 万 kWh 未満である。

なお、太陽光発電等再生エネルギー設備については、構造上の問題等から、現時点では導入していない。

2.2. 水

(1) 取水：製品の原材料として水を利用するが、取水源は主に地下水である。地下水をくみ上げ、純水器を通して、製品材料として使用する。地下水の汲み上げについては法令等に沿った対応を行っており、また、水質検査に関する定期的な報告も適切に行われている。

(2) 排水：当社の製造工程では、水は主に原材料として使用し、洗浄・冷却等で水を使用することは少ない。また、素材が自然由来のものであるため廃水の汚染度も低い。よって工場から出る廃水は、通常の下水道に排水をしている。（当社の事業所は法令及び、静岡県の条例に定める下水道の「特定施設等」「除害施設」には該当しない）

2.3. 大気

当社の製造工程で、粉塵や有害化学物質、及び製品の製造に伴う臭気等が発生することはない。

2.4. 廃棄物

廃棄物の発生要因は主に「製造の工程における不良品の発生による廃棄物」と「製品原材料調達の際の梱包材」が主体であるが、年間での排出量は約 8m³ 程度と、排出物を多く発生させる企業ではない。当社は引き続き、品質の向上等による廃棄物削減への取り組みを継続的に行っている。

* 当社の充填機等の稼働にコンプレッサーを利用しているが、衛生上ノンオイル型のコンプレッサーを使用しているため、排水に油等が混じることは無いので、下水道への排水を行っている。

2.4. 容器・包装

(1) 容器

当社の置き型消臭剤の容器の素材には主にプラスチック（PET）製の容器を使用している。PET（ポリエチレンテレフタレート）は無毒で安全性が高く、医療用や食品用に広く使用されている。容器の形状は大手メーカー等による量産型の消臭・芳香剤とは異なり、使い捨ての容器ではなく、消臭剤の取替により、容器を長期的に繰り返し利用できる仕様・設計としている。今後は安全性等の確認を踏まえ、容器に関して代替プラスチック等を活用していくことも検討していく方針である。

(2) 包装

当社からの出荷時は、製品を段ボール、及び荷崩れ防止のためのラップに梱包して出荷している。使用しなかった段ボール材については、資源回収業者にて回収させ、リサイクルを図っている。

2.5. 物流に関する取り組み

(1) 家庭用消臭剤

原材料仕入れ及び製品出荷には原則、宅配便等の外部運送業者を利用している。工場→物流拠点間の「横もち輸送」用に 2 トントラックを 1 台、構内作業用にフォークリフトを 4 台保有する。保有するトラックは NOx・PM 規制対応の「ポスト新長期」対応車輦である。フォークリフトは 1 台を除きバッテリー式のを保有している。

(2) 業務用消臭製品

製品の配送は家庭用消臭剤と同様、宅配便等物流会社への外部委託が主体だが、設置及びメンテ

ナンスにあたっては当社従業員が出張して行く。そのため営業用に普通車 4 台を所有している。納入先は全国におよび、遠隔地を除いて営業車で移動し対応していることから、営業車の走行距離は長くなる。そのため、4 台のうち 3 台はハイブリッド車を使用し、残りの 1 台（ハイエース）はポスト新長期対応のディーゼル規制対応車を使用することなどにより、NOx・PM 等の排気ガス規制及び省エネへの取り組みを行っている。

3. 間接部門・共通部門での自然環境への取り組み

3.1 照明・空調等での省エネルギーへの取り組み

事務所内・工場内の照明は大半が蛍光灯であるため、今後 LED に順次取り換え予定である。

3.2 DX 推進による紙資源等の節約に関する取り組み

電子帳簿保存法に対応した請求書の電子化対応は実施済みである。今後は販売・仕入・在庫業務と会計ソフト、既存の業務管理用システムソフト連携や人事労務管理、生産管理等の内部管理システムでの導入を検討し、紙資源の節約を図っていく方針である。

4. 事業継続計画（BCP）への取り組み

BCP 計画については過去に策定し、その施策に沿って現在も対応している。

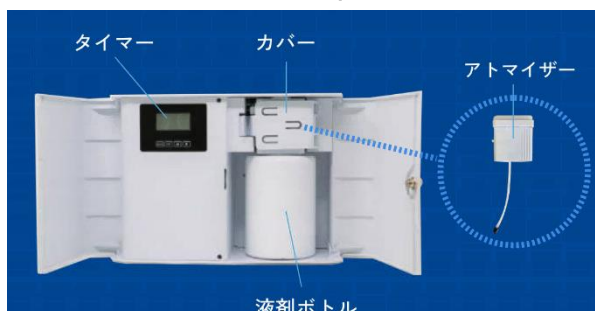
【社会面】

1. 自然の植物由来の素材を利用した消臭剤の製造・販売による社会環境への取り組み

前述の業界動向 2.2.3 に記載のとおり、「臭い」に関する不快感等は、現在でも広く見受けられる。当社の消臭剤、及び消臭装置は自然由来の成分の化学的性質を利用して、高い消臭機能を発揮している。当社の消臭剤はそこにある臭いを他の香りで覆うのではなく、臭いの成分に直接作用し、その臭いを消すことにより快適な住宅環境、職場環境の形成に寄与している。コロナ禍で在宅時間が増加した個人向けを主要顧客とする Web 販売では、この点が消費者に支持され年率 20%以上の高い売上増加実績をあげてきた。この製品は創業当初、食品工場（残渣等の臭い）やアミューズメント施設（喫煙対策）等で使われていたが、2.3 章に記載した企業理念等に基づく提案型の営業により、現在では、一般個人の家庭や一流ホテル等でも幅広く採用されている。当社の小型業務用消臭製品（SD-04 下記写真左）は全国 80 以上のホテルの 13,000 室以上に納入されている。また、多人数が往来する商業施設向けに置き型機器である HAL・SHOWER（写真右）も 2019 年に開発している。

(HAL・SHOWER)

(SD-04)



(画像は両方とも当社 HP より引用)

なお、消臭剤に関しては、前述のとおり、医薬品医療機器等法の対象外のため、成分及び成分表示に規制は無いが、当社は独自に下記の安全性の検証を行っている。

【当社が独自に実施した当社の製品に関する安全性試験】

・（一財）日本食品分析センター	眼刺激性試験	第 1809 997001-0301 号
・ 同	皮膚一次刺激性試験	第 18099987001-0101 号
・ 同	急性経口毒性試験	第 1809998701-0201 号
・（株）住化分析センター	急性吸入毒性試験	Study No.D10009

2. ワークライフバランスの拡充や人材育成への取り組み

2.1 休日、及び有給休暇の取得状況

当社は土曜日、日曜日、祝日他会社の定める日を休日とした週休 2 日制を採用しており、年間休日数は 119 日（2023 年度実績）で、これは全国平均 110.7 日（令和 5 年 厚生労働省 終了条件総合調査による）を上回る所定休日となっている。

有給休暇についても法定の日数を付与している。時間給によるパートタイマーについても所定労働日数に比例した有給休暇を付与している。有給休暇の取得率は 2023 年度実績で 72.3%と上記の調査による全国平均 62.1%を上回る水準である。法令により定められた年 5 日以上の有給休暇についても、対象者は全員取得している。

育児休業制度について現時点では、対象者はいないが、規定類は最新の法令改正に沿った見直しを行っており、取得の管理、及び従業員への周知は行っている。（2025 年 8 月期は対象者 1 名在籍し、休暇取得予定である）

2.2 勤務時間、及び時間外勤務の状況

勤務時間について、正社員は法令に即した勤務時間を設定している（夜勤はない）。パートタイマー（短時間勤務社員）については時間給による雇用を基本としている。従業員毎に個々の事情に応じて勤務時間を定めているが、製造部門・物流部門では業務内容、及び従業員の属性を勘案し、15 時迄の就業としている。

当社では「みなし残業制（20 時間）」を採用しているが、月平均の時間外勤務時間は 9 時間（2023 年度実績）である。勤怠状況等も電子機器にて行われている。36 協定で定める時間外勤務の上限を超過して、時間外勤務を行う従業員はいない。

2.3 規定類の整備

人事労務管理に関する規定類は法令改正に併せて、適時見直しが行われている。（ハラスメントに関する規定も就業規則に規定されている）

なお、当社には、自社 EC の顧客や法人顧客の照会に対応するコールセンター業務がある。EC サイトでの受注自体は基本的にオンライン受注であるが、問い合わせ内容は専門性が高いため、対応は外部に委託せず、自社従業員にて照会に対応している。顧客からのクレーム等は少ないが、申し出内容は経営にも共有されており、またクレマー等への対応としては、複数の法専門家への相談を行うなど、従業員に対するカスタマーハラスメントへの態勢もとられている。

2.4 人事制度

「社内での目的・方向性の統一」や、「能力や業績により処遇を決める客観的な人事評価」により、適材適所な人員配置を行うことを目的に、2024 年から会社の方針に沿った各自の目標を設定し、年 2 回以上、所属長との面談によりフォローを行う目標管理制度をベースとした「新人事制度」を導入している。

2.5 人材育成への取り組み

専門人材の育成や、管理職の育成等を目的に、外部研修や国家資格等の取得については費用も一部負担し、支援を行っている。現在では臭いに関する難関国家資格である臭気判定士の有資格者が社内で 3 名在籍し、営業の現場で活躍している。また、2025 年 2 月より大手コンサルティング会社の運営する研修用動画メニューも取り入れて、一般の従業員の人材の育成にも取り組んでいる。

2.6 福利厚生への取り組み

傷病に対する補償制度は社会保険制度による補償に加えた充実した補償制度を整えている。また、静岡県の公益財団法人が運営している福利厚生制度「ジョイブ静岡（※4）」に加入しており、は同法人が提供する福利厚生制度を利用することが可能となっている。

※4:ジョイブ静岡では会員企業に対し以下のような福利厚生サービスが実施している。「コンサートチケットや商品割引券の会員価格での斡旋」「地元の店で使える切り取りクーポンの配布」「静岡県内のカルチャーセンター等の受講料補助」「遊園地等の施設の割引利用券の配布」提携施設の会員割引」「宿泊費の補助」「人間ドック費用の補助」「会員向けの慶弔見舞金の給付」等

2.7 働きやすい環境づくりへの取り組み

現代表取締役は、現場の従業員とのコミュニケーションを重視しており、パート社員を含む全従業員と順番で昼食会（ランチミーティング）を実施し、従業員との対話、意見交換を積極的に実施している。

また、コロナ禍により中断となっているが、以前は定期的に従業員旅行等も実施していた。

以上の様な取り組みにより、従業員の平均勤続年数は正従業員で 8.9 年、パート職員で 6.8 年と安定的な雇用状況を維持している。

3. 雇用に対する取り組み

3.1 採用活動への取り組み

雇用については毎年 1～2 名の採用を実施するなど業容にあわせて雇用拡大に取り組んでいる（新卒、中途共実績あり）。今後についても業容等の変化に合わせ、技術開発系、製造系、Web 管理、営業系等の幅広い人材の確保を目指している。

3.2 有期雇用労働者への取り組み

当社には製造現場、物流センター、マーケティング推進 G（ネット販売対応）部門を中心に多くのパートタイム社員（短時間勤務社員）が働いている。雇用形態は時給制による 1 年契約が主体である。当社では、上記の有期契約社員の無期契約への転換への取り組み（平成 25 年 4 月施行）については規定を整備済みあり、希望者について無期転換に応じていく方針である。

4. 賃金に対する取り組み

賃金制度に関しては、客観的な基準にもとづき、従業員が納得できる給与体系というコンセプトのもとに2024年に人事制度と併せ、見直しを行い、同時に基本給の見直し（昇給）も図っている。このほかベースアップ分も実施しており、物価上昇に併せた賃金水準の見直しについては着実に行われている。

パートタイム職員の時給も地域の最低賃金を認識し、それを上回る水準で募集、改定している。

5. 労働安全衛生への取り組み

5.1 労働安全面

当社は事業所あたりの労働者数が50名未満であるため、定期的な安全衛生委員会の開催、安全衛生管理者等の選任は行ってはいないが、労働安全衛生には着実に取り組んでおり、労働災害もここ数年発生していない。今後は事業の拡大も見据えて、組織的な安全衛生管理制度を拡充も検討している。

5.2 健康管理面

昨年産業医採用、健康診断も全従業員100%受診済みである。（特定検診対象者はいない）
健康増進法に基づく受動喫煙対策も実施済みである。

6. ダイバーシティへの取り組み

6.1 女性活躍推進

女性従業員比率は正社員で9名/27名（33.3%）パート社員で23名/26名（88.4%）と積極的に採用し、経理、受注管理、Web管理等の業務に取り組んでいる。

6.2 外国人雇用

現時点では外国人雇用は行っていない。（当社の技能実習法に定める工業製品製造業分野での、特定技能制度対象となる業種には指定されていない）

6.3 高齢者雇用

当社では規定上、定年は65歳に見直し済である。定年の後も最大5年間（70歳迄）1年契約の嘱託社員にて雇用を行える制度となっている。（該当する65歳超の従業員の雇用実績は現在3名であり、製造業務に従事している）

6.4 障がい者雇用

既に2名の雇用をしており製造業務に従事している。法定雇用率を充足している状態である。

（本欄で記載した数値は全て2024年8月時点のもの）

7. データプライバシーへの取り組み（個人情報保護）

当社では自社製品（家庭用消臭剤）に関して、ECサイトによる個人向けの販売を行っていることから、多数の顧客の個人情報を入手、管理している。個人情報保護に関しては個人情報保護法に基づき、個人情報保護方針を定め、同法に則した対応を行っている。今後も事業拡大により個人情報の取り扱いも増えていくことから、個人情報の適切な取り扱いと併せ、利用しているWebサイトでのセキュリティについてオプション対応を行うなどの情報セキュリティの対策強化を図っている。

【社会経済面】

1. 森林保護活動への取り組み

前述のとおり、当社の消臭剤の原液の成分としては針葉樹の枝・葉を使用しており、間伐材でも、原材料として十分利用できることから、当社の事業の拡大は森林保護にも寄与することとなる。当社は全国の森林から間伐材等の積極的な活用を図っていく方針である。

2. 中学・高校生への社会教育への取り組み

当社では、中学高校生の職場体験教育の一環として、毎年静岡市の中学・高校生に社会教育として、職場関連の出張教育を行っている。（2024年度の実績は中学校への出張授業 2件実施している）

3. 地域のスポーツ振興への取り組み

地元静岡で全国水質ランキング AA の実績を誇る用宗海岸で開催されるトライアスロン大会（しずまエトライアスロン in 静岡）への協賛を行っている。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	基礎化学品の製造（2011） 他に分類されない其他化学製品の製造（2029）
ポジティブ・インパクト	雇用、賃金
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】
■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
健康および安全性（追加） （ポジティブ・インパクト）	➢ 自然の植物由来の素材を利用した消臭剤の製造・販売による社会環境への取り組み
住居（追加）	➢ 自然の植物由来の素材を利用した消臭剤の製造・販売による社会環境への取り組み
教育（追加）	➢ ワークライフバランスの拡充や人材育成への取り組み （人材育成への取り組み）
雇用	➢ 雇用に対する取り組み
大気（追加）	➢ 自然の植物由来の素材を利用した消臭剤の製造・販売による自然環境への取り組み

■ ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
データプライバシー（追加）	➢ データプライバシーへの取り組み（個人情報保護）
健康および安全性	➢ ワークライフバランスの拡充や人材育成への取り組み （休日、及び有給休暇の取得状況） （勤務時間、及び時間外勤務の状況） （規定類の整備） （働きやすい環境づくりへの取り組み） ➢ 労働安全衛生への取り組み
賃金（ネガティブ・インパクト）	➢ 賃金に対する取り組み
社会的保護	➢ ワークライフバランスの拡充や人材育成への取り組み （人材育成への取り組み・福利厚生への取り組み） ➢ 雇用に対する取り組み （有期雇用労働者への取り組み）
ジェンダー平等（追加）	➢ ダイバーシティへの取り組み（女性活躍推進）
年齢差別（追加）	➢ ダイバーシティへの取り組み（高齢者雇用）
その他の社会的弱者（追加）	➢ ダイバーシティへの取り組み（障がい者雇用）
気候の安定性	➢ 製造工程における電力・水・廃棄物の取り組み（動力（電力等）） ➢ 物流に関する取り組み ➢ 間接部門・共通部門での自然環境への取り組み （照明・空調等での省エネルギーへの取り組み）
水域	➢ 製造工程における電力・水・廃棄物の取り組み（水）

大気	➤ 物流に関する取り組み
資源強度	➤ 製造工程における電力・水・廃棄物の取り組み（容器）
廃棄物	➤ 製造工程における電力・水・廃棄物の取り組み（廃棄物・容器） ➤ 間接部門・共通部門での自然環境への取り組み（DX 推進）





【特定しないインパクトと理由】

特定しないインパクト	特定しない理由
賃金（ポジティブ・インパクト）	➤ 本項目についてポジティブ・インパクトに資する取り組みは特段行われていない。
土壌（ネガティブ・インパクト）	➤ 当社事業では汚泥を排出することはない。
生物種、生息地 （ネガティブ・インパクト）	➤ 当社は自然由来の消臭剤メーカーであり、当社の製品、及び事業活動が直接生態系に影響を及ぼす可能性は少ない。



4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

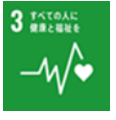

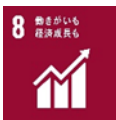
当社は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。なお設定した KPI のうち目標年に達したものについては再度の目標設定等を検討する。


【ポジティブ・インパクト】





特定したインパクト①	「健康および安全性」「住居」「大気」		
取り組み内容 (インパクト内容)	・自然の植物由来の素材を利用した消臭剤の製造・販売による社会環境への取り組み		
KPI	① 2029 年 8 月期迄に家庭用消臭剤の販売を 9 億円にする (2024 年 8 月期実績 5.2 億円) ② 2029 年 8 月期迄に業務用消臭製品の売上を 3 億円にする (2024 年 8 月期実績 2.2 億円)		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自社サイトを拡充し、家庭向けへの消臭剤の売上増加を図っていく。 ➢ 原材料価格や市場環境を調査し適切な販売価格を把握した価格政策・原価管理を行っていく。 ➢ 臭気判定士や電気主任技術者の採用、育成により悪臭問題を抱える事業所等に対し、提案営業ができる体制を整える。 ➢ 業務用消臭製品分野において、メンテナンス部門を強化しメンテナンスによる売上増加を図っていく。 		
貢献する SDGs ターゲット	3.9	2030 年までに、有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	
	11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	
	11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト②	「データプライバシー」		
取り組み内容 (インパクト内容)	・個人情報保護への取り組み		
KPI	個人情報の漏洩事象0を継続する		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人情報保護法に基づく個人情報保護体制を維持する。 ➢ 「SECURITY ACTION」等を参考に情報セキュリティへの体制整備を継続的に行う。 		
貢献する SDGs ターゲット	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	
	16.10	国内法規や国際的な協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	

特定したインパクト③	「健康および安全性」		
取り組み内容 (インパクト内容)	・労働安全衛生への取り組み		
KPI	労災（業務上の休業災害等）の発生0を継続する。		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 組織的に5S活動、安全パトロール、KY活動等を行う ➢ 労働安全衛生・健康管理に関する取り組みに関して組織的な体制を整備する。 		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト④	「賃金（ネガティブ・インパクト）」		
取り組み内容 （インパクト内容）	賃金に対する取り組み		
KPI	2029年8月期迄、給与支給総額を毎年3%以上上げる。		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 販売促進、原価管理、経費の削減等により報酬の原資となる適正な収益の確保、向上を図っていく。 ➢ 収益に対する従業員の貢献を踏まえた客観的な配分を行う。 		
貢献するSDGsターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

特定したインパクト⑤	「気候の安定性」「廃棄物」		
取り組み内容 （インパクト内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・間接部門・共通部門での自然環境への取り組み ・製造工程における電力・水・廃棄物の取り組み 		
KPI	<p>① 2028年8月迄に人事管理、労務管理、財務管理等のDX化の推進により紙作業の20%削減を図る。 （2024年8月期の紙の使用数 145千枚～請求書等含む）</p> <p>② 2028年8月迄に社内の照明設備のLED化を完了する。</p>		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 売上・仕入管理におけるペーパーレス化、会計システムとの連動を実現する。 ➢ 勤怠管理等人事管理システムを導入し、ペーパーレス化を図る。 ➢ LED化への取り組みを行う。 		
貢献するSDGsターゲット	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる	
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

【ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクトの両方】

特定したインパクト⑥	「教育」「雇用」(ポジティブ・インパクト) 「社会的保護」(ネガティブ・インパクト)		
取り組み内容 (インパクト内容)	・ワークライフバランスの拡充や人材育成への取り組み (人材育成への取り組み) ・雇用に対する取り組み		
KPI	① 2029年8月期迄に臭気判定士等、業務に役立つ高度な技術を持った従業員を4名を増やす。 (2024年8月時点 3名) ② マネジメント教育を強化し2029年8月期迄に、新人事制度に基づく「中間管理職層」を3名以上育成する。 ③ 事業拡大に伴い、2029年8月期迄に、従業員を3名増やす。 (2024年8月時点 53名)		
KPI達成に向けた取り組み	▶ 外部研修受講や自己啓発支援等人材育成制度を充実させる。 ▶ 社内での業務標準化やOJT教育の拡充を図る。HPの見直し、従業員からの紹介制度等採用方法の拡充を図る。		
貢献するSDGsターゲット	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

【特定したインパクトで KPI を設定しない理由】

特定したインパクト	KPI を設定しない理由
ジェンダー平等 (ネガティブ・インパクト)	<ul style="list-style-type: none"> 女性の雇用率は社員で 33.3%、パートで 88.4%と高く、既に多くの雇用機会を提供していることから KPI は設定しない。
年齢差別 (ネガティブ・インパクト)	<ul style="list-style-type: none"> 定年については 65 歳迄延長済みであり、70 歳迄の再雇用も行われている。
その他の社会的弱者 (ネガティブ・インパクト)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用の法定雇用率は充足している。
水域 (ネガティブ・インパクト)	<ul style="list-style-type: none"> 当社は水源の確保、及び排水処理について法令に沿った対応を行っている。
大気 (ネガティブ・インパクト)	<ul style="list-style-type: none"> 物流について、自社車輛については排ガス規制への対応が既に取られている。他社への委託についても大手等の優良な運送業者への委託で対応していることから、KPI を設定した取り組みは行わない。
資源強度 (ネガティブ・インパクト)	<ul style="list-style-type: none"> 消臭剤の容器での植物性プラスチック等の代替プラスチックの活用は安全面、コスト面で検討中の課題であり、現時点では KPI を設定した取り組みは行わない。

5.サステナビリティ管理体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、松浦社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、松浦社長を最高責任者、安達氏をプロジェクト・リーダー、中村氏を事務局とし、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	松浦 令一
(プロジェクト・リーダー)		安達 正樹
(事務局)		中村 永遠子

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、当社と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、当社と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。当社は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岩本 任史

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190